

特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則及び関係告示の改正について

令和 6 年 5 月
環境省自然環境局

1. 改正等の背景

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除や輸入品等の検査等について規定されている。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号。以下「施行令」という。）の一部改正により、「アフリカヒキガエル」、「オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの」及び「オオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種が交雑することにより生じた生物」（その生物の子孫を含む。以下「交雑個体」という。）の 3 種が特定外来生物に指定される見込みである。これに伴い、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年環境省告示第 42 号）の改正を行う。

2. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」の改正について

【改正の内容】

- (1) 特定外来生物に指定する「アフリカヒキガエル」について、未判定外来生物となる外来生物から除外する（別表第 1 関係）。
- (2) 特定外来生物に指定する「オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの」及び交雑個体について、オオサンショウウオ属に属する種の種類名の確認が必ずしも容易ではないことを踏まえ、「オオサンショウウオ属全種」及び「オオサンショウウオ属に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物」を、種類名証明書の添付が必要な生物に追加する（第 30 条、別表第 3 及び第 4 関係）。

※「アフリカヒキガエル」については、既に「*Bufo* 属（ヒキガエル属）全種」として別表第 3 に規定されているため、今回新たに追加する必要はない。

3. 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正について

法では、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受ける場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）

を有すること等の基準が設けられている（法第5条第3項から第5項まで）。その詳細については、施行規則第5条第1項に定めるほか、同条第2項、第7条及び第8条の規定に基づき主務大臣が定める「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」又は「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年農林水産省・環境省告示第4号）において定めている。

今般、3種が特定外来生物に指定されることに伴い、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」について所要の改正を行う。

【改正の内容】

- (1) 既に特定外来生物に指定されているプレーンズヒキガエル等の *Bufo* 属の種に係る特定飼養等施設の基準細目の対象種へ「アフリカヒキガエル」を追加する（詳細は別紙のとおり）。
- (2) 「オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外の種」及び交雑個体に係る特定飼養等施設の基準について、別紙のとおり特定飼養等施設の基準の細目等を定める。

4. 施行日

令和6年7月1日（施行令を改正する政令の施行の日）

「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正について

今回特定外来生物に指定される予定の種	アフリカヒキガエル	オオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外の種及び交雑個体
施設の基準の細目	おり型施設等※ ₁ 、擁壁式施設等※ ₂ 、移動用施設等※ ₃ 又は水槽型施設等※ ₄ のいずれかであること。	おり型施設等※ ₁ 、擁壁式施設等※ ₂ 、移動用施設等※ ₃ 、水槽型施設等※ ₄ 又は人工池沼型施設等※ ₅ のいずれかであること。
許可の有効期間	三年間	五年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間	輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。	<p>輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。</p> <p>(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由</p> <p>(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)</p> <p>(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号</p> <p>(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>(i) 特定外来生物の種類</p> <p>(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び</p>

		<p>現存量 (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項</p>
<p>識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法</p>	<p>個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。</p>	<p>個体の左肩から頸部にかけての皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p> <p>(2) 全長が三十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p> <p>(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p> <p>(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左肩から頸部にかけての皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及び</p>

		<p>その識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p> <p>(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合</p>
<p>特定外来生物の取扱方法</p>	<p>特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p>	<p>特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。</p>

※1) 「おり型施設等」：おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。
- ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
- ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

※2) 「擁壁式施設等」：擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
- ハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
- ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
- ホ 地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
- ヘ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
- ト 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

- チ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - リ チの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - ヌ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - ル 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- ※3) 「移動用施設」：特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
 - ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。
- ※4) 「水槽型施設等」：水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
 - ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- ※5) 「人工池沼型施設等」：人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
 - ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ハ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
 - ニ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - ホ 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ヘ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - ト 施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - チ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。